

2006年(ワ)第6484号

謝罪及び損害賠償請求事件

原告 王 子雄 外39名

被告 日 本 国

意見陳述書

—私の左足を奪った重慶市北碚への日本軍の爆撃—

2006年10月25日

東京地方裁判所民事第13部 御中

重慶市江北区明瑜恒康佳苑129号1-1

重慶大爆撃被害対日賠償請求訴訟原告 万泰全

1 私は、重慶大爆撃被害者の万泰全で、竹細工の元職人です。1932年6月18日に重慶市北碚で生まれました。父は私が小さい時になくなり、私と母で暮らし、母が日用雑貨品を販売して生活をしていました。8歳のときに日本軍の爆撃で左足を切断する重傷を負いました。

2 1940年6月24日午前中、私は母と一緒に、河の岸辺で雑貨を売っていました。正午ごろに空襲警報が鳴りました。

そのため、私と母は防空壕の入り口に駆けて行って避難しようとしてしました。日本軍の飛行機がやってきて、私たちは防空壕の中に入ろうとしてしました。しかし、防空壕はすでに人が一杯で中に入ることが出来ませんでした。

この時、爆弾が私がいた近くに投下されました。大爆発が起り、私は、完

全に意識を失いました。気がついたとき、防空壕の入り口にたくさんの死体があるのを見ました。母は私を死体の山から引っぱり出しましたが、私の左足はすでにちぎれていたのです。母は、私を道の端に抱えていき、医院の救急隊員が来て、担架で私を北碚江蘇医院に運んで行きました。その晩の12時に、手術を受けました。私の左足は大腿部から完全に切断されてしまいました。2ヶ月治療を受けてようやく退院できました。

- 3 当時、私はわずか8歳で、左足を失ってしまいました。杖をついてしか歩けず、生活できなくなりました。母は、私を世話しなければならず、日用雑貨店も経営できなくなり、私を連れて手間賃稼ぎの雑用をするしかありませんでした。

1950年、18歳の時、竹細工の弟子に入りました。見習いを3年間、臨時雇いを3年間して、1956年に江北竹器社に入り、ようやく給与を貰えるようになりました。

1961年に結婚し、2人の子に恵まれました。1982年に退職しました。現在は、2人の息子と一緒に住んでいます。

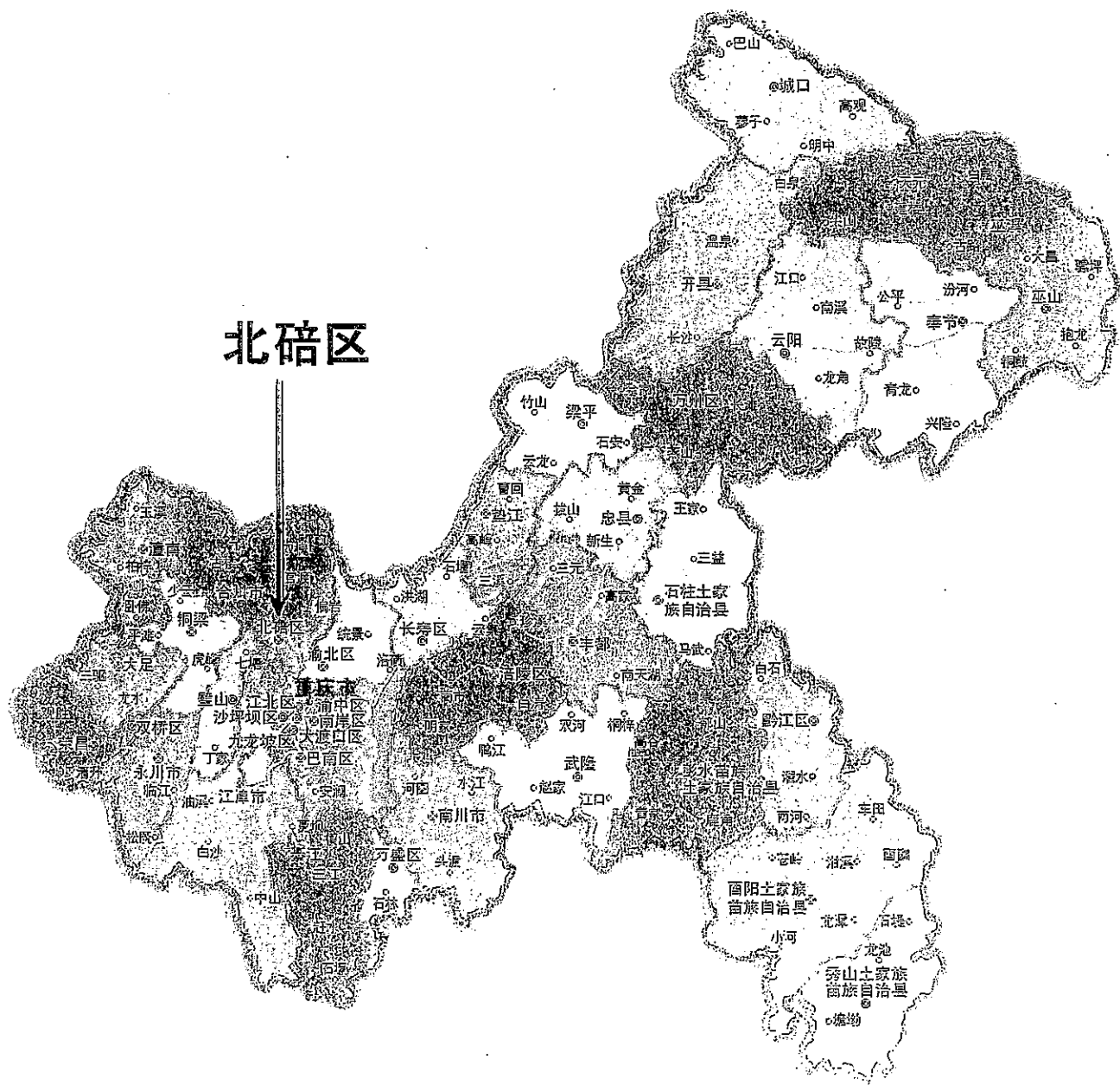
現在でも、私は、左足に痙攣が起きるなど痛みには耐え難く、夜も眠れず、高カルシウム薬を常時飲んでいます。

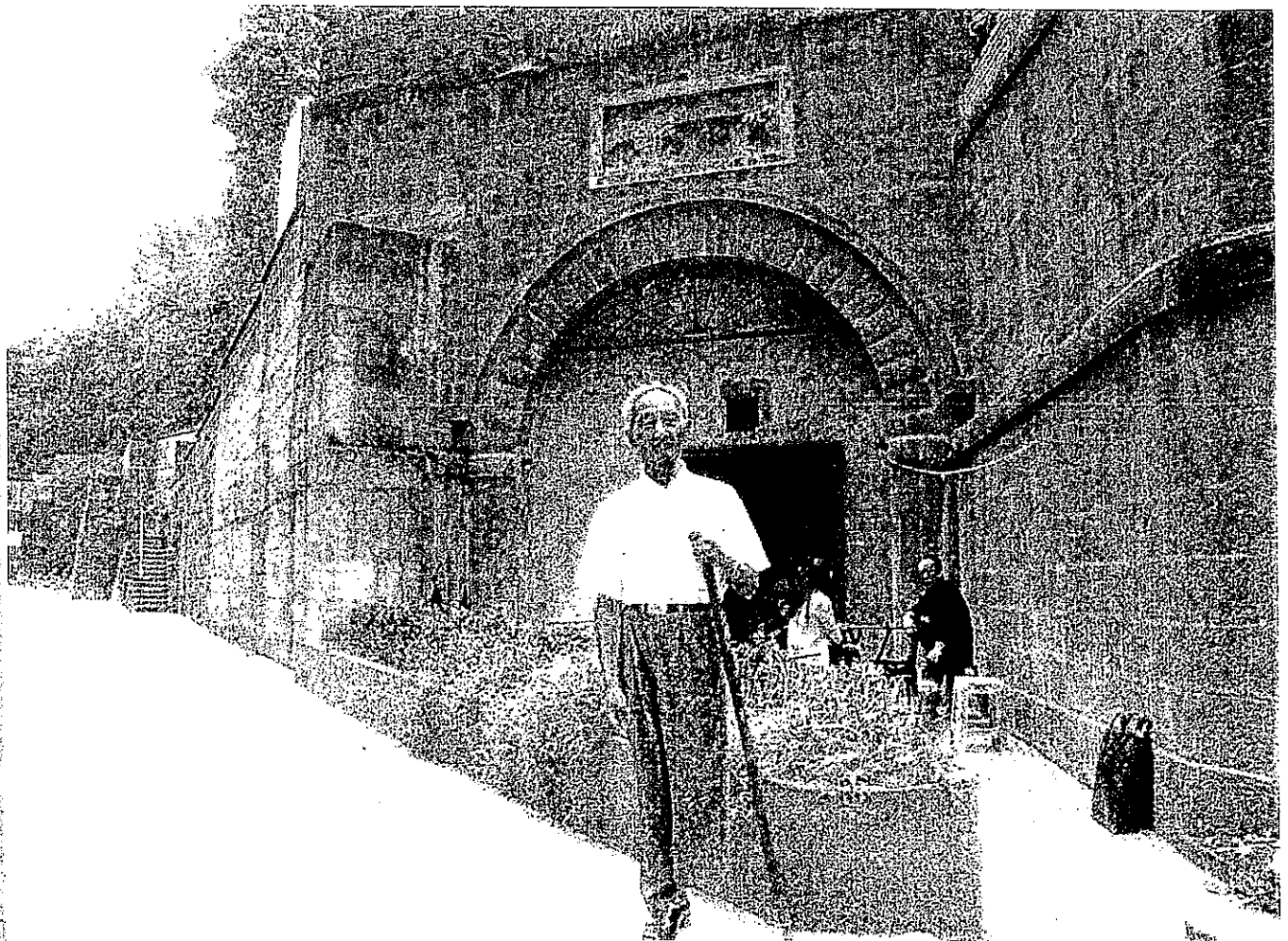
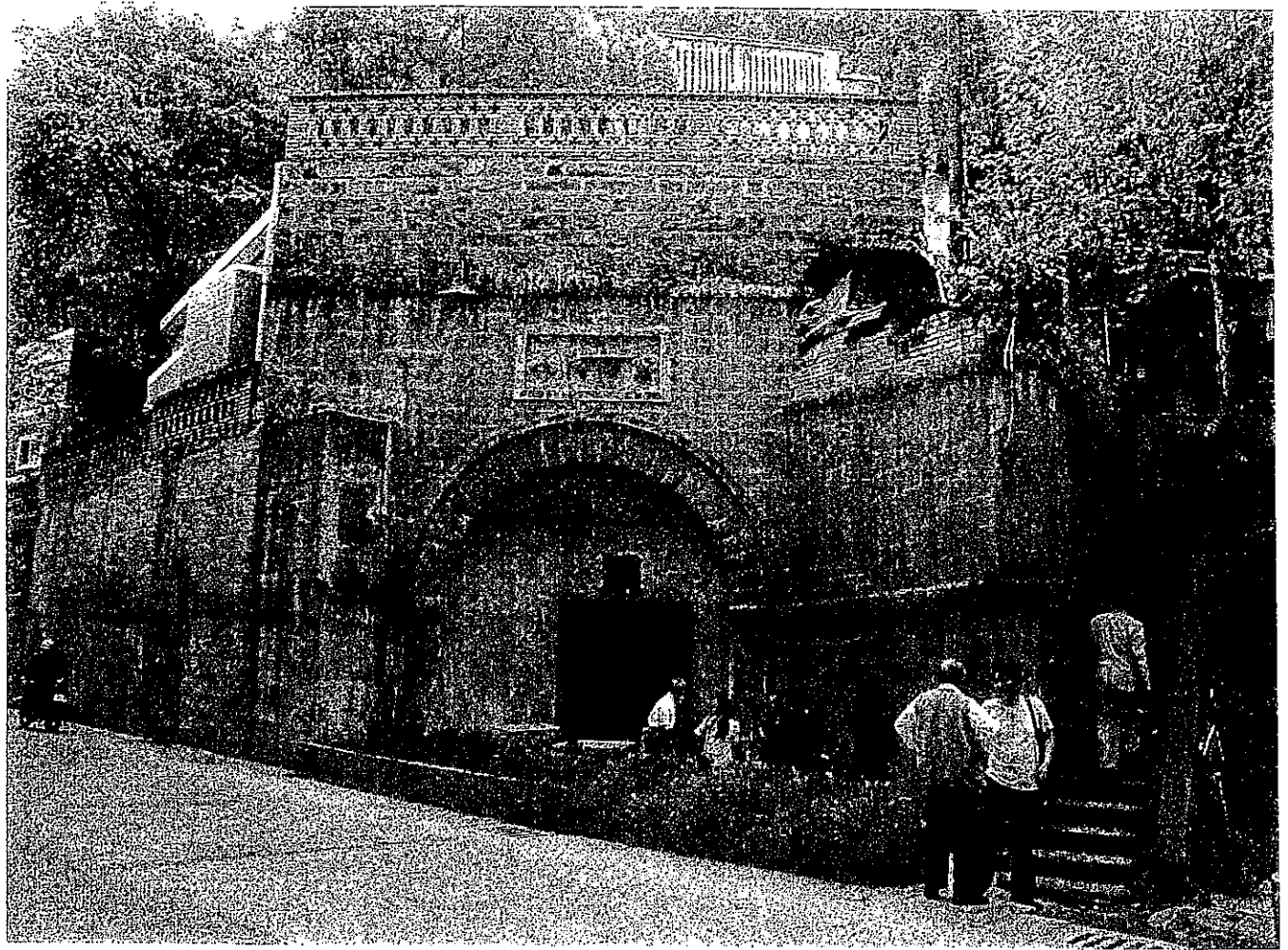
- 4 日本の重慶大爆撃は、私に一生続く大きな身体的精神的傷害を与えました。そのため私は、非人道的な生活を強いられ、想像し難い苦痛を被ってきました。

日本政府は、侵略の責任を認め、私たちの精神的経済的損失を償うべきです。

以上

重慶市全國





上下の写真は2006年9月30日に撮影した重慶市北碚区北碚公園付近の防空洞(戦後、補強された)。下の写真は、防空洞の前に立つ原告万泰全(左足を爆撃で失う)